



2025 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 湯 浅 慎 司

(コード番号：3810 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 取 締 役 緒 方 淳 一

電 話 番 号 0570-032-085

税制適格ストック・オプション（第43回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社および当社子会社の取締役（社外取締役含む）及び従業員に対し、ストック・オプションとして第43回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行すること、ならびに本新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、2025年11月27日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社が、このたび発行するストック・オプションとは、企業の役員や従業員がインセンティブを受け取るため、自社の株式を定められた金額で取得できる権利であり、そのなかでも租税特別措置法によって定められた税制適格要件を満たした場合のみ、税制の優遇を受けられるストック・オプションであります。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数（1,800,000株）は、発行済株式総数の7.2%（2025年8月31日時点）に相当します。当社は、同日の取締役会にて新株式及び新株予約権の発行（61,360,000株）を決議しており、これと合算すると、本新株予約権がすべて行使された場合、86,373,082株となり、発行済株式総数の252.51%（議決権数：252.57%）（2025年8月31日時点）相当となります。

当社グループは5期連続した営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、2025年5月期末においても重要な営業損失1,787百万円、経常損失1,916百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,695百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは2,048百万円のマイナスとなったことで現金及び現金同等物の当期末残高は212百万円となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が継続しております。

このような状況において当社グループとしては早期に、収益基盤の確立に向け一丸となっ

て取り組むべきタイミングであります。人材確保の観点から、モチベーションアップと定着も踏まえて、現状の役員（監査役を除く）全員および、現状の社員全員に割当をすることといたしました。

そのため新たなこのような希薄化率も踏まえても、この機会にて本新株予約権を割り当てることが、新株予約権の対象者の貢献が当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しており、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものであることから、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要項

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,800,000株を上限とする。当社取締役7名840,000株、従業員166名360,000株、当社子会社取締役6名600,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

② 新株予約権の総数

18,000個を上限とする。

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は8,400個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普

通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から 2 年を経過した日より 10 年間以内の範囲で、当社取締役会にて定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記「ア」の資本金等増加限度額から上記「ア」に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦ 新株予約権の行使に関する事項

ア. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

イ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ウ. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

エ. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

⑧ 新株予約権の取得の条件

ア. 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑩ 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

ア. 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

イ. 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ウ. 新設分割

新設分割により設立する株式会社

エ. 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

オ. 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑪ 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑫ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、その他の募集事項と併せて、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上